明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○泡盛の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件
（公正取引委・消費者庁四）　一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件
（農林水産二六一三～二六二四）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　10
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係　五一
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五二
会社その他
会社決算公告　五六

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、泡盛の表示に関する公正競争規約（昭和五十八年公正取引委員会告示第二十九号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　阿南　久

一　日本酒造組合中央会（会長　篠原　成行）の申請に係る泡盛の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十五年十月一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
蒸留酒（泡盛）製造業

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

泡盛の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第2条**　（略） 2　この規約で「古酒」とは、泡盛を3年以上貯蔵したものをいう。 3　この規約で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち泡盛を製造して販売する者をいう。 4　この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。 （必要な表示事項） **第3条**　事業者は、泡盛の容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ泡盛の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で明瞭に表示しなければならない。 (1)～(6)　（略）	（定義） **第2条**　（略） 2　この規約で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号。以下「酒類業組合法」という。）第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち泡盛を製造して販売する者をいう。 3　この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。 （必要な表示事項） **第3条**　事業者は、泡盛の容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ泡盛の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）でめいりょうに表示しなければならない。 (1)～(6)　（略）